

平成 27 年第 4 回市会定例会

契約議案に関する参考資料

〈目次〉

1	横浜市の工事請負契約に係る入札方式について	1 頁
2	案内図及び入札てんまつ	
(1)	南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場（仮称）浮き栈橋設置工事 （案内図及び入札てんまつ）	2 頁
(2)	高速横浜環状北西線（川向地区）街路整備工事（橋りょう下部工）及び 高速横浜環状北西線（川向地区）街路整備工事（橋りょう下部工）（そ の 2）（案内図）	4 頁
(3)	高速横浜環状北西線（川向地区）街路整備工事（橋りょう下部工）（入 札てんまつ）	5 頁
(4)	高速横浜環状北西線（川向地区）街路整備工事（橋りょう下部工）（そ の 2）（入札てんまつ）	6 頁
3	インフレスライド条項の運用について	7 頁

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について

1 入札方式

(1) 一般競争入札

発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式です。平成 18 年度から原則として全ての工事を対象としています。

ア 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

WTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」が適用される 20 億 2 千万円以上（平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月まで）の工事で、当該工事に係る入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式です。なお、協定により、入札参加事業者の所在地の指定はできないとされています。

イ 一般競争入札（条件付）

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「工事成績」等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。

※ 総合評価落札方式

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。具体的には、入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札価格で割った数値（評価値）の最も高い値の者を落札者とします。

本市においては、技術提案を求める「標準型」、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」、簡易な施工計画を求めず過去の工事成績等により評価を行う「特別簡易型」の 3 種類を実施しています。

また、平成 26 年度から工事目的物の性能、機能及び施工技術等に係る提案を求める「高度技術提案型」を試行しています。

(2) 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事ごとに、選定基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しています。

2 落札者の決定

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者としますが、例外として、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度があります。

(1) 低入札価格調査制度（政府調達協定対象工事及び総合評価落札方式による工事に適用）

予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合等には、当該入札者を落札者としません。

※ 失格基準

調査基準価格を下回る金額で入札が行われた場合、入札者が提出した内訳書の金額が、本市が設計した金額と比べ、一定の基準（失格基準）を下回るときは、当該入札者を落札者としません。

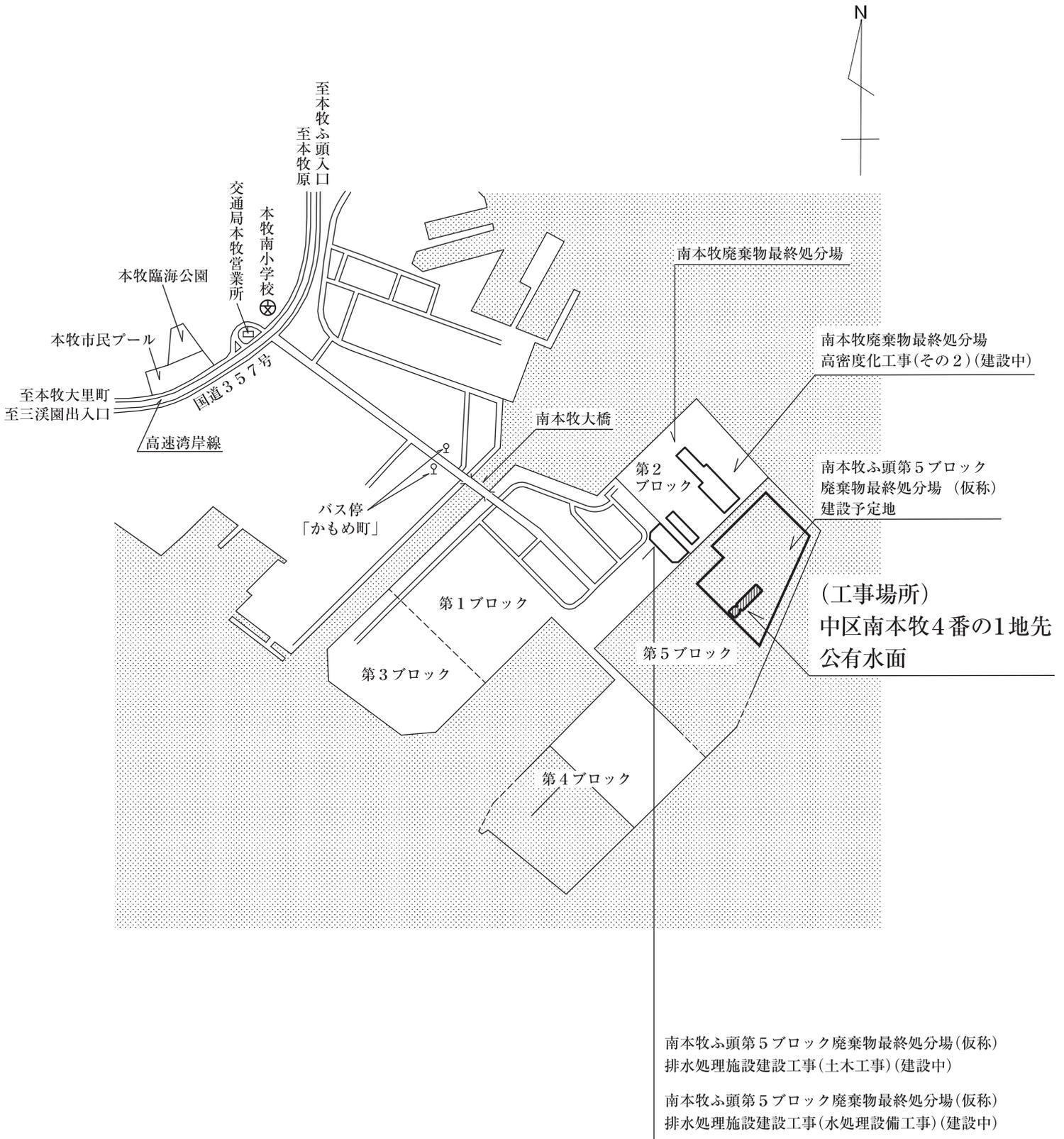
(2) 最低制限価格制度（低入札価格調査制度を採用する工事以外の工事に適用）

予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として、落札者としません。

案 内 図

市第 142 号 議案

南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場（仮称）
浮き棧橋設置工事



【市第 145 号議案】 南区総合庁舎移転新築工事（第 1 工区建築工事）請負契約の変更

【市第 146 号議案】 南区総合庁舎移転新築工事（第 3 工区建築工事）請負契約の変更

インフレスライド条項の運用について

1 背景

公共工事の設計に用いる労務単価は、農林水産省及び国土交通省の調査に基づき、毎年 4 月に改定され、本市も 4 月以降に設計する公共工事で使用しています。平成 25 年度に、労務単価が大幅上昇となったことを踏まえ、国土交通省が旧労務単価に基づく契約を新労務単価に変更できる特例措置を実施し、本市でも国に準じた特例措置を実施しました。

また、26 年度には、国土交通省は新労務単価を 2 か月前倒して 2 月から適用するとともに、労務単価に加え材料単価も新単価を適用できる特例措置を実施し、併せて、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項の運用を行っており、本市においても同様の措置を実施しました。

27 年度においても、国土交通省は、26 年度と同様の措置を実施し、地方公共団体にもこれらの適用を要請しました。これを受け、本市においても国と同様の措置を実施しています。

2 インフレスライド条項の運用（平成 27 年 1 月 31 日以前に契約を締結した工事）

残工期が 2 か月以上ある工事について、契約の相手方からの請求により、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の 1 % を超える額について変更します。

$$\text{変更金額（スライド額）} = P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)$$

P_1 : 契約金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額（変動前残工事代金額）

P_2 : 変動後の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（変動後残工事代金額）

（参考）工事請負契約約款第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負人は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。